



平成16年11月9日 紅葉ハイク(奥多摩湖堤防)

寿楽荘だより

新年明けまして

おめでとうございます

介護老人福祉施設 寿楽荘
施設長 佐藤 泰信

昨年中は施設サービス及び施設運営に関しまして、ご理解・ご協力を賜り大変有難うございました。

今年には介護保険制度施行後五年が経過する節目の年であり、年内には介護保険制度改革として利用者の皆様・ご家族様、運営施設にとりましても、昨年にもまして厳しい年となることが予想されますが、本年も寿楽荘を利用される皆様が安心して過ごしていただける施設を目指し、職員一同努力をしていく所存でありますので、今後ともご理解・ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

利用者の皆様・ご家族様に幸多き大いに羽ばたき飛翔する年となりますことをご祈念致しまして新年のご挨拶とさせていただきます。

平成十七年一月元旦

発行：
社会福祉法人 双葉会
介護老人福祉施設 寿楽荘
編集：
広報委員会
〒198-0213
東京都西多摩郡奥多摩町海澤497番地
TEL 0428-83-2338
Fax 0428-83-3705
E-mail : jyurakusou@futabakai.or.jp
URL : http://www.futabakai.or.jp

施設給付の見直しについて - 全国介護保険担当課長会議資料(平成16年11月10日)より -

施設給付の見直しについて

(この資料は、関係者の準備に資するため、現段階での案を整理したものであり、今後の検討状況により、変更が生じる可能性があることにご留意いただきたい。)

見直しの基本的な考え方

年金給付と介護保険給付の機能の調整、在宅と施設の利用者負担の不均衡是正の観点から、介護保険における保険給付は「介護」に要する費用に重点化することとする。

このような観点から、介護保険三施設(ショートステイを含む)における保険給付の対象となっている「居住費用」「食費」については、原則として保険給付の対象外とする。

「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成16年7月30日介護保険部会報告)抜粋

施設給付については、年金給付との機能の調整や、施設志向の一因となっている在宅と施設の利用者負担の不均衡、是正の観点から、できる限り速やかに、その範囲の見直しを行う必要がある。

具体的には、介護保険からの保険給付は「介護」に要する費用に重点化することとしこの観点から、現在保険給付の対象となっている施設入所・入院者の居住費用や食費については、その給付の範囲や水準について見直しを検討する必要がある。

見直しの具体的方向

(1) 給付範囲・水準

[居住費用]

居住費用の見直しに当たっては、「個室・ユニット」と「多床室」の居住環境の違いを考慮した取扱いとする。

具体的には、保険給付の対象外とする居住費用は「減価償却費」及び「光熱水費」相当とするが、多床室については「光熱水費」相当のみとする。

[食費]

現行の「基本食事サービス費」は廃止する。ただし、栄養管理については、栄養ケアマネジメントの在り方を見直した上で、これを適切に評価する観点から、引き続き保険給付の対象とする。

通所系サービスの食費についても保険給付の対象外とする。

(2) 利用者負担

「居住費用」「食費」の利用者負担の水準については、以下の点に留意しつつ、各施設において定めるものとする。
適正手続きの確保

利用者負担額及びその変更に関するルール等の運営規定への記載。

利用者、家族への事前説明と同意 など。

利用者負担とする「居住費」「食費」の範囲

居住費については、個室・ユニットは「減価償却費」及び「光熱水費」相当、多床室は「光熱水費」相当とする。

食費については、「食材料費」及び「調理コスト」相当とする。

(3) 低所得者対策

利用者負担については、原則として上記(2)の考え方に依るが、低所得者については、負担が過重とならないよう、次のような対策を講じる。

低所得者に対する新たな補足的給付の創設(介護保険法に位置付け)

ア. 対象者：介護保険三施設(ショートステイ含む)の利用者のうち、保険料段階が第1段階、新第2段階、新第3段階()に該当する者であって申請のあったもの(H16.10.12 全国介護保険担当課長会議資料p48参照)

イ. 給付額：「第1段階」、「新第2段階」、「新第3段階」のそれぞれについて、居住費用及び食費の負担上限額(注1)を設定し、対象者の保険料段階に応じ、この負担上限額と、「居住費及び食費に関する補足的給付の基準額」(注2)との差額を介護保険制度から給付する。

(注1) 補足的給付を受けるためには、対象者の負担額がこの上限を超えていないことが必要。

なお、施設がこの上限額を下回る負担額の設定を行った場合であっても、補足的給付の額は、「基準額 - 負担上限額」となる。

(注2) 施設において設定している居住費用及び食費がこの基準額を下回る場合は、施設において設定している額と負担上限額との差額が給付額となる。

ウ. 財源構成：介護給付費と同じ。

エ. 支払方法：申請に基づく償還払いとするが、運用上、受領委任払いの方式により施設が入所・入院者に替わって手続きを行うことができるようにする。

なお、申請手続きの簡素化のための方策について、現在検討中である。

高額介護サービス費の見直し

保険料段階の「新第2段階」については、現行の月額上限を引き下げる(月額2.5万円 月額1.5万円)

施設利用におきましては厚生労働省からの正式な発表を待たなければなりません。現在より介護給付費単価が引き下げられ施設利用料は安くなりますが、食費の自己負担分と部屋代としての利用料負担が増すことが予想されます。

契約書別紙内容の変更(施設利用料総額の増減)につきましては、厚生労働省からの詳細発表後、運営規定等の変更を理事会に諮り承認を得てから皆様方へのご通知・ご説明のうえ、改めて契約書別紙の取り交しをさせていただく予定であります。

野口英世博士のごとちも (健康談義 その九)

介護老人福祉施設寿楽荘

医学博士 佐藤守雄

それでは、これ程高名な学者がどうして医学書に出て来ないのでしょうか。貧農の生まれだからでしょうか。婚約不履行の故でしょうか。はたまた我が国における正規の学歴がなかったからでしょうか。確かにこれ等のことは、野口の不評の原因の一部ではあっても、全部ではない筈です。名誉欲の強い野口が晩年に功を焦って発表した黄熱病の病原体が、実はワイル病のそれであった事が、学問上の大失点になっているのです。

黄熱病は後にビールスによって起こることが分かります。従って野口が、黄熱病の予防接種として自分に行ったものが、全く無効であり、そのため黄熱病の研究中に、野口自身この病に罹患し、遙か彼方西アフリカのアクラで亡くなりました。まさに巨星墜つ 否、ギラギラとエネルギーに輝く太陽が沈んだ(遠い落日)のであります。当時の細菌学者達のビールスに関する認識は、はしなくも、野口の死の枕の最後の言葉「何が何だか分からない」の通りだったのです。

野口が如何に鏡検の達人であっても、当時の顕微鏡で微細なビールスを見付け出すことは、不可能でありました。この意味において、野口が研究の後半にチャレンジしたのが、ビールス性疾患という難物であり、病原体の検索が細菌からビールスに向かう過渡期に、巡り合わせた悲劇の学者とも言えるでしょう。

野口が遠い異国で死亡した翌年の一九二九年に恩師フレキシナー教授は次の如く追悼しています。野口に三つの天与の才あり。第一に明晰な頭脳、第二に素晴らしく器用な手先、第三に比類なき勤勉」と。絶賛と言つべきでしょう。

次号へ続く

ボランテニア受入れ 状況報告

リネン交換や床窓清掃、将棋の対戦相手のほか模擬店や慰問演芸、写真展示など、寿楽荘で生活をされる皆様の生活環境や楽しみといった部分において多大なるご協力 ボランテニアを頂きましたこと御礼申し上げます。とともにご紹介をさせていただきます。(五十音順)

個人

奥平進様、加藤よし子様、酒井久様、杉山初様、竹内シゲ様、中尾由紀子様、堀口初夫様、牧野信様

団体

奥多摩写真友会様、奥多摩奉仕会様、奥多摩町社会福祉協議会様、芸能サークル若葉の会様、たんぼの会様、ダーナの会様、日本ボイスカウト東京連盟杉並第八団様
皆様、心より御礼申し上げます。本当に有難うございました。



平成16年11月13日 慰問 芸能サークル若葉の会

旧措置入所者負担額減額・免除認定証期間終了に 関して

平成12年4月1日に既に寿楽荘等特別養護老人ホームへ入所をされていた方(旧措置入所者)に対して、介護保険制度への円滑な移行を図る観点から5年間の経過措置として「介護保険利用者負担額減額・免除等認定証」(施設利用料)、及び「介護保険特定標準負担額減額認定証」(食事代)という制度がとられてまいりましたが、従来の制度は平成17年3月31日を持ちまして終了となります。

所得状況や世帯状況により現行の減免制度終了後に利用可能な制度もあり、該当状況により施設にて申請代行も行いますが、施設給付の見直しと同様に利用料総額に増減が生じますことをお伝えします。

また、生計困難者に対する利用者負担額軽減事業につきましても平成17年3月31日をもって終了となります。平成17年4月1日以降の制度継続につきましては、都道府県及び区市町村において検討されている模様ですので、詳しい情報を希望される場合は、加入されている保険者(区市町村等)若しくは施設までお問合せ下さい。

- 利用者の皆様は私達職員に色々なことを教えてください。ここでは匿名希望「し」さんより最近教わった幾つかのことをクイズにしてみましたので、皆さん是非チャレンジしてみてください。
- 問題一、年越しそばって何か意味があるの？
- 問題二、引越そばって呼び名は何故？
- 問題三、焼香や線香にはどんな意味があるの？
- 問題四、神社にある鈴はどんな役目を持っているの？
- 問題五、お葬式の際に祭壇にある「飯と団子は何のため？
- 問題六、蚊は蚊でも「蚊」蚊ってどうして言われるの？

答えは最終ページに



平成16年10月27日 湯豆腐会



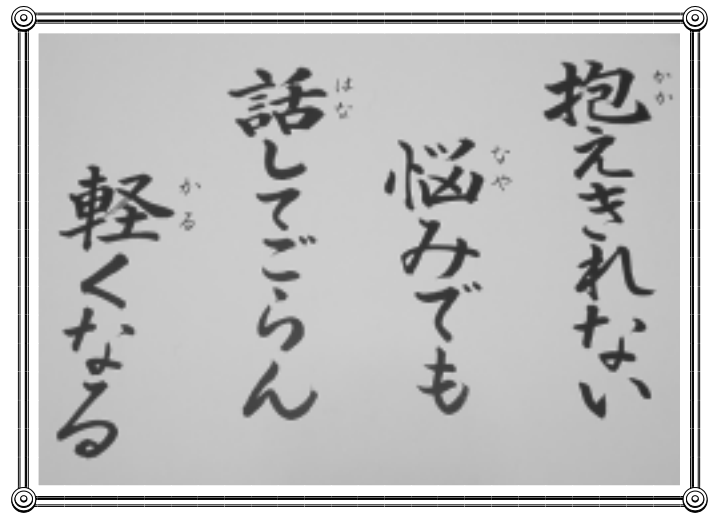
平成16年11月9日
紅葉ハイク(奥多摩湖堤防)



平成16年10月7日 合同スポーツ大会



平成16年12月8日 成道会法要



クイズの答え

問題一 昔小判を作った時に出る細かな屑を、そば粉を丸めた型に押しつけて、桶の中で揺らすと金だけが沈み集めることが出来たことから、来年はお金が貯まりますようにとの願いから食べるとなったそうです。

問題二 新しく引越した先の隣近所と傍書(まご)で細く長くお付き合いをお願いしますとの意味があるそうです。

問題三 焼香や線香から昇る煙が仏様の食事になっているそうです。

問題四 神社の賽銭箱の前にながっている鈴は、奥にいる神様に出てきてもらうために鳴らす、現代に於ける玄関のチャイムだそうです。

問題五 仏様が旅立つ時に持って行く弁当だそうです。

問題六 竹藪の竹の切り口にある水がホウチロの養育に適して多く発生することから蚊がはあっても特に蚊くさって言われるようになったそうです。

今後の行事予定 平成17年2月から平成17年4月迄(適宜変更あり)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 2月 | 3月 | 4月 |
| 節分 | ひな祭り会 | 花見・新緑ハイク |
| 涅槃会 | 彼岸供養 | 花祭り(降誕会) |
| 節分会喫茶 | 買物バス | 買物バス |
| 買物バス | | 花見会喫茶 |

編集委員紹介

広報委員長	村木 事務主任
編集委員長	清水 介 養主任
編集委員	青木 専務主任
編集委員	小川 本 主任
編集委員	坂本 介 主任
編集委員	中村 介 主任
編集委員	牧野 介 主任
編集委員	三富 介 主任

(編集委員 五十音順)
上記委員により今後も寿楽荘だよりは定期的に刊行される予定です。ご協力をお願いします。